

第4次大山崎町障がい者（児）計画

第5期障がい者（児）基本計画

第7期障がい福祉計画

【概要版】

第3期障がい児福祉計画

計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

大山崎町では、本町における障がい者施策の基本指針として、総合的な視点から施策の体系化を図り、今後も障がい福祉に関する取り組みを着実に推進していくため、平成30年3月に「第3次大山崎町障がい者（児）計画」（第4期障がい者（児）基本計画、第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画）を策定し、「共につくる福祉のまちをめざして ささえあい、心やさしい、ふるさとを」を基本理念として、計画的に障がい者施策を推進してきました。また、令和3年3月には「大山崎町第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」の策定を行っています。

国においては、法律や制度の改正等を踏まえつつ、障がいのある人の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図り、国が講ずる障がい者施策の基本的な方向を定める「障害者基本計画（第5次）」が令和5年3月に策定されました。また、京都府においても、国の動きや、府内の障がいのある人を取り巻く現状と課題を踏まえ、令和2年3月に「第4期京都府障害者基本計画」が策定されました。

このような中、本町の第4期障がい者（児）基本計画、第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画の計画期間が令和5年度で終了することから、関連する計画や法令との整合、障がいのある人とその家族が抱えるニーズ、各計画の進捗状況などを踏まえ、本町の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するため、「第4次大山崎町障がい者（児）計画」（第5期障がい者（児）基本計画、第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画）を策定します。

2 計画の性格と位置づけ

基本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」として、本町における障がい者施策の基本的な計画となるものです。

障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」であり、障がい児福祉計画は、児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市町村障害児福祉計画」です。

3 計画の期間

障がい者（児）基本計画は、令和6年度から令和11年度までの6か年計画とします。
障がい福祉計画、障がい児福祉計画は、令和6年度から令和8年度までの3か年計画です。

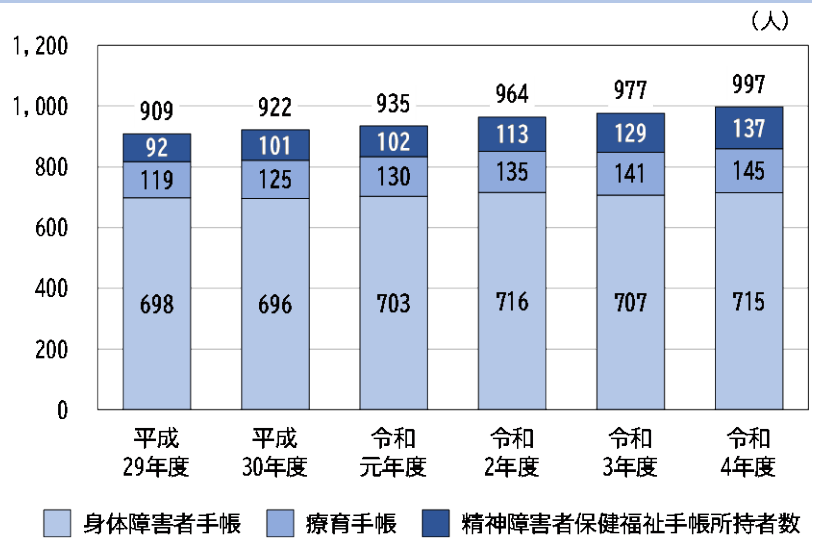
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
障がい者（児）基本計画	第5期計画					
障がい福祉計画	第7期計画			第8期計画（予定）		
障がい児福祉計画	第3期計画			第4期計画（予定）		

本町における動向

1 障害者手帳所持者数、障害者手帳別の所持者数の推移

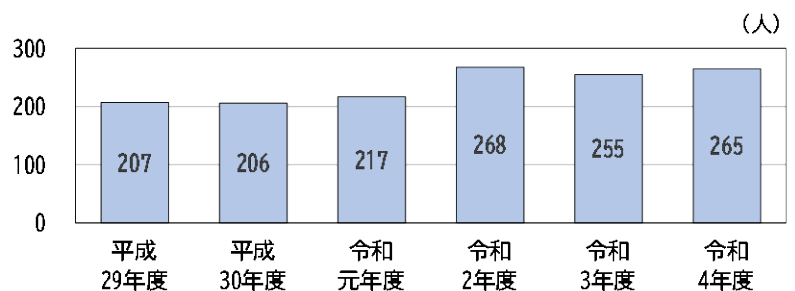
障害者手帳所持者数は、令和4年度末現在で997人と年々増加しており、人口に占める障害者手帳所持者の割合は6.0%となっています。

障害者手帳別の所持者数の推移をみると、身体障害者手帳所持者数は増加傾向にあり、令和4年度末現在715人となっています。また、療育手帳所持者数も増加傾向にあり、令和4年度末現在145人となっています。精神障害者保健福祉手帳所持者数も増加傾向にあり、令和4年度末現在137人となっています。



2 自立支援医療（精神通院医療）受給者の状況

自立支援医療（精神通院医療）受給者数の状況を見ると、令和4年度末現在265人で、増加傾向にあります。



第5期障がい者（児）基本計画

1 基本理念

これまで「**共につくる福祉のまちをめざして ささえあい、心やさしい、ふるさとを**」を基本理念に、町民みんなで協力し合い、障がいのある人が可能な限り自立した生活を営み、地域の一員として社会生活を送れる環境づくりに取り組んできました。

本計画では、「ノーマライゼーション」の理念を継承しつつ、障がいのある人が、より身近な地域社会である本町において、その人らしく自立して幸せに暮らせるように、地域に住む人びとがともに支え合う自立と共生のやさしい福祉のまちづくりをめざします。



共につくる福祉のまちをめざして

ささえあい、心やさしい、ふるさとを

2 基本目標

1 理解と交流の促進

障がいの有無にかかわらず、誰もが住み慣れた地域で暮らし、お互いを尊重し合うような「平等」を基本とした社会では、「ノーマライゼーション」の理念のもと、障がいのある人に対する正しい理解と認識が不可欠になります。

障がいのある人に対する理解を深めるため、広報・啓発活動、福祉教育の充実に取り組むとともに、障がいのある人とない人の相互理解を深めるための交流の促進を図ります。

(1)障がいや障がいのある人に対する理解の促進

①広報・啓発の促進

(2)福祉教育の推進と交流・ふれあいの場の充実

①多様な場における福祉教育の推進

②交流ふれあいの場づくりの推進

(3)住民、団体、ボランティア活動等の推進

①ボランティア活動の推進

②各種団体の活動支援

③地域福祉活動の推進

2 教育、療育の推進

障がいのある子どもが、その年齢及び能力に応じ、その障がい特性に応じた教育・療育が受けられる環境づくりが必要です。

そのため、障がいのある子ども一人ひとりのニーズに応じてきめ細かな支援を行うため、乳幼児期から学校卒業後まで一貫して計画的に教育・療育が受けられる体制づくりに取り組んでいきます。

(1)早期療育の充実

①早期発見、早期療育の充実

②障がい児保育の推進

(2)障がいのある子どもの力を伸ばすための教育の充実

①障がいの特性に応じた教育の充実

②放課後や長期休業などにおける支援の充実

(3)スポーツ、文化、レクリエーション、余暇活動の充実

①スポーツ・レクリエーション・余暇活動の充実・強化

②文化・芸術活動の活性化への支援

3 生活支援サービスの充実

障がいのある人が地域で安心して暮らしていくためには、障がい福祉サービスをはじめとした各種生活支援サービスの充実を図る必要があります。

そのため、日常生活における不安の解消に向けた相談体制の充実を図るとともに、乙訓2市や障がい者団体、サービス提供事業者と連携をさらに強化しながら、各種サービスの確保に取り組んでいきます。

(1) 相談支援体制の充実

- ① 相談支援体制の充実・強化

(2) 障がい福祉サービス等の充実

- ① 障がい福祉サービス等の充実・確保
- ② 障がい者リハビリテーションの充実強化

(3) 障がいの重度化・障がいのある人の高齢化への対応

- ① 障がいの重度化、医療的ケアを必要とする人の支援
- ② 障がいのある人の高齢化対策の充実

(4) 生活安定のための施策の充実

- ① 各種年金・手当などの充実
- ② 補装具・日常生活用具の給付等の実施

(5) 精神障がい者の福祉の充実

- ① 精神障がいに対する支援の推進

(6) 権利擁護の推進

- ① 権利擁護の推進及び虐待の防止

4 保健・医療の充実

障がいの早期発見・早期治療の充実を図り、出生時から高齢期まで、ライフステージに応じた必要な保健サービス、医療サービスが受けられるよう、保健・医療・福祉に携わる様々な関係機関と連携を図りながら取り組んでいきます。

(1) 保健・医療の充実

- ① 障がいの発生予防と早期発見
- ② ライフステージに応じた保健サービスの推進
- ③ 障がいのある人に対する医療の整備・充実
- ④ 医療費助成制度の充実
- ⑤ 地域リハビリテーションの推進及び支援体制の充実
- ⑥ 難病保健・福祉対策の推進

(2) 精神保健、医療施策の推進

- ① 保健・医療サービスの体制づくり

5 生活環境の整備

障がいの有無にかかわらず、誰もが安全・安心に生活ができ、また社会参加ができるよう、住宅、建築物、公共交通機関、歩行空間など生活空間のバリアフリー化の推進に努めます。

また、災害時などの緊急時に対応できるよう、防犯、防災体制の充実を図ります。

(1) 福祉のまちづくりの推進

- ① 人にやさしいまちづくりの推進
- ② 社会生活の場の整備
- ③ 住まいの場の確保
- ④ 移動条件の整備

(2) 情報・意思疎通支援

- ① 情報提供の充実
- ② 意思疎通支援

(3) 安全・安心のまちづくりの推進

- ① 障がいのある人に配慮した防犯・防災対策等の推進
- ② 知識の普及

6 雇用・就労の促進

障がいのある人の社会参加と経済的基盤の確立をめざすため、企業等に障がいに対する理解の浸透を図り、障がいのある人の就労の場の確保に努めます。

また、雇用の促進に向け、関係機関と連携を図った職業相談や職業リハビリテーションに取り組むとともに、一般企業で働くことが難しい人の福祉的就労の場の確保に取り組んでいきます。

(1) 一般就労の促進

- ① 一般就労の促進

(2) 福祉的就労の充実

- ① 福祉的就労の充実

第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画

1 成果目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

目 標 値	
令和8年度末までの地域生活移行者数	1人
令和8年度末までの施設入所者の削減数	1人

令和4年度末時点での施設入所者数は13人、令和3年度当初から令和4年度末までの地域生活移行者は0人でした。第7期計画においては、国の指針に基づき、地域生活移行者数を1人（13人×6%÷1人）施設入所者の削減数を1人（13人×5%÷1人）と設定します。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

目 標	
精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築（令和8年度末時点）	推 進

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

目 標	
圏域での地域生活支援拠点の整備（令和8年度末時点）	整 備
圏域での強度行動障がいを有する障がい者の支援体制の整備	推 進

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

目 標 値	
令和8年度末の一般就労移行者数	5人
令和8年度末の一般就労移行者数（就労移行支援）	5人
令和8年度末における就労定着支援事業の利用者数	4人

令和3年度末時点での移行者数は0人であり、第7期計画においては、国の指針に基づき、一般就労移行者数を5人、就労定着支援事業の利用者数を4人（3人×1.41倍÷4人）と設定します。

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

目 標 値	
令和8年度末までに児童発達支援センター設置	圏域での設置
令和8年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制構築	圏域での体制継続
令和8年度末までに重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	圏域での体制継続
令和8年度末までに重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	圏域での体制継続
令和8年度末までに医療的ケア児支援のための協議の場の設置、及びコーディネーターの配置	設 置

(6) 相談支援体制の充実・強化等

目 標 値 (令和8年度)	
総合的・専門的な相談支援の実施	実 施
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	17件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	4件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	4回

(7) 障がい福祉サービス等の質の向上

目 標 値	
令和8年度末までに障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用	実 施
令和5年度末までに障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	実 施

2 障がい福祉サービス等の見込量

サービス名	単位	見込み			
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	
訪問系サービス	居宅介護	時間/月	1,080	1,105	1,129
		人/月	44	45	46
	重度訪問介護	時間/月	980	980	980
		人/月	3	3	3
	同行援護	時間/月	98	98	98
		人/月	2	2	2
	行動援護	時間/月	87	87	87
		人/月	4	4	4
	重度障害者等包括支援	時間/月	0	0	0
		人/月	0	0	0
障がい福祉サービス	生活介護	人日/月	657	678	698
		人/月	32	33	34
	自立訓練(機能訓練)	人日/月	0	0	0
		人/月	0	0	0
	自立訓練(生活訓練)	人日/月	0	0	0
		人/月	0	0	0
	就労選択支援	人/月		1	1
	就労移行支援	人日/月	51	51	51
		人/月	3	3	3
	就労継続支援(A型)	人日/月	265	283	301
		人/月	15	16	17
	就労継続支援(B型)	人日/月	586	603	620
		人/月	35	36	37
	就労定着支援	人/月	3	3	3
	療養介護	人/月	1	1	1
	短期入所(福祉型)	人日/月	113	113	113
人/月		13	13	13	
短期入所(医療型)	人日/月	7	7	7	
	人/月	1	1	1	
日中活動系サービス	就労移行支援	人日/月	51	51	51
		人/月	3	3	3

サービス名			単位	見込み		
				令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい福祉サービス	居住系サービス	共同生活援助	人/月	20	21	22
		施設入所支援	人/月	13	13	13
		自立生活援助	人/月	0	0	0
	相談支援	計画相談支援	人/月	35	35	35
		地域移行支援	人/月	0	0	0
		地域定着支援	人/月	0	0	0
障がい児福祉サービス	児童発達支援		人日/月	122	125	128
			人/月	37	38	39
	居宅訪問型児童発達支援		人日/月	0	0	0
			人/月	0	0	0
	放課後等デイサービス		人日/月	450	468	487
			人/月	49	51	53
	保育所等訪問支援		人日/月	0	0	0
			人/月	0	0	0
障害児相談支援		人/月	23	25	27	

3 地域生活支援事業の見込量

		単位	見込み		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業		実施の有無	有	有	有
自発的活動支援事業		実施の有無	有	有	有
相談支援事業	障害者相談支援事業	実施か所数	6	6	6
	基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有
	相談支援機能強化事業	実施の有無	有	有	有
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度利用支援事業	実人数/年	2	2	2
	成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	検討	検討	検討
意思疎通支援事業	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実人数/年	3	3	3
	手話通訳者設置事業	実設置見込み数/年	1	1	1
	重度障害児者入院時コミュニケーション支援事業	人数/年	3	3	3
日常生活用具給付等事業	介護訓練支援用具	件数/年	2	2	2
	自立生活支援用具	件数/年	4	4	4
	在宅療養等支援用具	件数/年	4	4	4
	情報・意思疎通支援用具	件数/年	1	1	1
	排泄管理支援用具	件数/年	400	400	400
	居宅生活動作補助用具	件数/年	1	1	1
手話奉仕員養成研修事業		実養成講習修了見込み者数/年	6	6	6

		単位	見込み		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業		実人数/月	36	37	38
		延時間数/月	5,235	5,380	5,525
地域活動支援センター事業	大山崎町	か所/年	1	1	1
		実人数/月	10	10	10
	他市町村	か所/年	2	2	2
		実人数/月	5	5	5
任意事業	福祉ホーム（運営補助）	実施の有無	有	有	有
	入浴サービス	回数/年	170	170	170
	日中一時支援事業	時間/年	1,340	1,340	1,340
	スポーツ・レクリエーション・教室開催等事業	回数/年	1	1	1
	要約筆記者養成研修事業	人数/年	2	2	2
	自動車運転免許取得・自動車改造助成事業	件数/年	1	1	1

連携体制の強化

（1）庁内連携体制の強化

障がいのある人やその家族が抱える問題や不安、悩みは多岐に渡っており、その生活を支えていくため、福祉のみならず保健、教育、土木、防災など、関係課と連携体制の強化を図っていきます。

（2）乙訓2市1町、京都府との連携の強化

障がい者施策を推進していくためには、京都府や乙訓2市1町（大山崎町、向日市、長岡京市）が連携・協力を図りながら進めていくことが重要であることから、連携・協力体制をさらに密にしていきながら障がい者施策の推進に取り組んでいきます。

（3）乙訓圏域障がい者自立支援協議会との連携強化

乙訓2市1町で設置している「乙訓圏域障がい者自立支援協議会」は、障がい福祉サービスの基盤整備と利用に関する総合調整を行うことを目的としています。

また、障がいのある人の生活を支援するための必要な条件整備について広域的な意見調整を行うとともに、困難事例について支援策などの協議を行っています。今後も本協議会の活動を支援していくとともに、全体会や専門部会等を通じて地域における問題・課題を共有し、その問題解決につながるよう、連携を図っていきます。また、本協議会が乙訓圏域に住む障がいのある人にとって身近な機関となるよう、周知・啓発に努めていきます。

（4）障がい者団体・サービス提供事業者等、関係機関との連携強化

計画の推進にあたっては、障がい者団体をはじめ、社会福祉協議会や医師会、サービス提供事業者、ボランティア団体など、様々な機関・団体と連携を図りながら、推進していきます。また、保健所や向日が丘支援学校、しょうがい者就業・生活支援センター、ハローワークなど、保健・医療・福祉・教育など、様々な関係機関との連携強化を図っていきます。

第4次大山崎町障がい者（児）計画

（第5期障がい者（児）基本計画 第7期障がい福祉計画 第3期障がい児福祉計画）

【概要版】

令和6年3月

発行：大山崎町健康福祉部福祉課

〒618-8501 京都府乙訓郡大山崎町字円明寺小字夏目3番地

TEL：075-956-2101 FAX：075-957-4161